大阪府教育行政評価審議会における審議結果

＜基本方針１＞

〇　教員不足について、全国的に厳しい状況があるということだが、大阪府においても今後一層人材確保に努めてもらいたい。

〇　教育庁における教員の授業力向上に係る研修実施や、校内研修への指導助言を行うなど、取組みを進めて欲しい。特に教員経験の短い教員について充実させて欲しい。

〇　校種間の人事交流、人事施策を通じた小中学校の教育力の充実について取組みを進めてもらいたい。

＜基本方針２＞

〇　中学生やその保護者等に対して、魅力などを発信するためにも、公立高校の広報力の強化に努めてもらいたい。

〇　ビジネス発表会等において、これからは高校生も発表の機会を持てるようになると思う。これからの大阪を担う若い力の育成に、そうした機会を活用して欲しい。

〇　研修受講による授業改善が、様々な行動や活動の基盤。研修の肯定的評価が上がり、そして授業改善にみんなが取り組むとともに、より一層ミドルリーダーの自覚、自分事として実践的に学びが活用できるようにお願いしたい。

〇　府立高等学校における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率が100％になったことは高く評価できる。今後は活用を促進してもらいたい。

〇　多くの学校で「生徒の学校生活満足度が高い」ことは評価できる。今後とも、各学校の生徒それぞれに応じた満足度について、原因の追及や対策をお願いしたい。

〇　生徒がこれからの社会を生き抜いていくために、学校は生徒一人ひとりに高い専門性を持たせることが重要。これまでのカリキュラムを踏襲しただけの指導では限界があるので、今後とも、高等学校の教育カリキュラム編成について検討を深めて欲しい。

〇　大学との連携をより一層強め、大学の持っている力をもっと活用すべき。大学の先生方は、とても高い専門性を持っている。高校と大学を繋ぐ仕組みや、教員をめざす学生が現場へ入り込める仕組みなど、いろいろな高大連携を、今後とも模索いただきたい。

〇　Society5.0時代を見据え、子どもたちがICTを活用できる力を身に着けることは必要不可欠である中、高等学校も含めて1人１台端末の整備を行っていることは評価できる。

＜基本方針３＞

〇　府立高等学校の通級指導教室について、令和４年度から新たに６校に設置されたことは、大いに評価できる。一方、小中学校における通級指導教室の設置状況を踏まえると、今後もさらに拡充が必要であることから、各校において通級による指導を支える校内体制の充実を図ってもらいたい。また、今後、小中学校においても、通級がさらに求められるところ。さらに、通級の先生がその学校や地域のキーパーソンとなり、通級担当の研修や、学校及び地域の支援教育向上に大きく寄与している。

〇　支援学校において、先生方に高度な専門性をより高めてほしい。また一人ひとりの子どもたちの体力を伸ばすために、地域や企業との連携が必要である。障がいのある生徒一人ひとりの可能性を見つけ伸ばしていく際に、それぞれに合わせていくという部分では、ＩＣＴの活用はとても意味がある。

〇　障がいのある生徒と小学校、中学校、高等学校及び地域等との交流について、より広げ、深める必要性がある。今後も学校連携を進めていくことで、より共生社会の推進に繋がると思う。

〇　支援学校、高等学校ともに、支援教育力の向上が必要。支援学校には、自校教育の充実と地域のセンター的機能を担うという両面から、高度な専門性が求められている。

〇　中学校の支援学級に在籍した生徒の約80%が高等学校に進学している現状を踏まえると、すべての高等学校において支援教育力を向上することが重要である。

＜基本方針４＞

〇　「わくわく・どきどきSDGｓジュニアプロジェクト」は素晴らしい取組みであるので、この取組みの周知にも、力を入れて欲しい。

〇　就職率は、大都市ほど低い傾向があるということだが、府として、今後も就職率の向上とともに、自己実現に沿った就職に繋がるよう努力して欲しい。

〇　「こころの再生」府民運動について15年以上続いているが、あいさつ運動を中心とし、とても大切なことだ。引き続き力を入れていただき、各学校のPTAにも魅力が伝わるようお願いしたい。

〇　同和問題を含め人権教育に関する教職員研修は重要であり、引き続き取り組んでもらいたい。

〇　いじめの解消率が減少傾向であることの背景に、安易に解消とせずしっかり対応していることがあることは理解できた。その上で、100%の解消率をめざし対応をお願いしたい。

〇　大阪府中学校生徒会サミットにおいて、中学生自身がいじめの解消について議論するような取組は評価できる。

＜基本方針５＞

〇　すべての小学校が体力向上に係る実践事例集を活用していることは、評価できる。今後、取組みの内容、方法などについて、小学校間の交流促進や子どもの体力向上に向けての教員研修会など充実させて欲しい。

〇　肢体不自由校では、放課後等デイサービスの利用等の関連から、部活動の維持が難しい現状はあるが、府障がい者スポーツ推進会議で課題等を検討するなど、継続してスポーツに取り組めるような環境を作って欲しい。

〇　ＳＮＳ、スマートフォンの使用時間が長く、睡眠時間に影響を与えている。子どもの発達・成長に及ぼす影響があるので、睡眠時間の確保について、様々な視点でのメッセージが必要かもしれない。

＜基本方針６＞

〇　教員採用から育成、指導が不適切な教員の指導など、学校教育活動を活性化させるための取組みについて評価する。今後も優秀な教員を採用する良い方策があれば、ぜひ取り入れて欲しい。

〇　教員になってから最初の3年間の経験は、その後の教員生活に大きく影響する。OJTの観点からも初任者研修以外に、経験年数の短い教員のための各校の取組みは続けていくべきだ。

〇　大阪府の「大阪府教員等育成指標」はとても秀逸であるので、キャリアアップに向けて、今後とも指標の積極的な活用を進めて欲しい。

〇　鳥取県の教員採用試験では、ICTの活用の実技テストが試験科目として入っているという事例もある。ICTに係る分野の力量についても、検討して欲しい。

〇　採用後初めての異動時期となる４～６年めに、所属する市町村と異なる市町村へ人事異動する「Challenge人事交流」、また７年め以上が対象となる「Next Challenge人事交流」は、よく考えられた取組みであるが、他地域の取組み状況等を今後の方策の参考にするべき。

〇　教職員人権研修ハンドブックを活用した研修の充実が図られていることは評価できる。人権感覚の育成のためには、何かがあった事後ではなく、日常的に研修等へ取り組むことが重要である。

〇　大学院のリソースは非常に大きく、リーダーになった際の学校経営に大きく役立つ。自信を持ってリーダーをめざす教員が増えるよう、希望する教員が学びやすい環境作りについて検討すべき。

〇　ミドルリーダーの育成は非常に重要な課題である。課題解決のための指標に基づき、スキルを身につけ、様々な難題に対応する中でモチベーションを高めていくことが重要である。

〇　ミドルリーダーの育成に向けて、新学習指導要領の方向性を軸に、対象校の選定や校内研修支援を考えるべき。

＜基本方針７＞

〇　校長の学校経営を、教育庁が研修等を実施することによりサポートすることが重要。府立学校の校長とともに、小中学校の校長についても研修・サポートを実施しているとのことなので、今後も引き続き、大阪府全体の校長のマネジメント力について、さらなる向上に努めていただきたい。

〇　学校経営計画に示す教育目標の実現度について、各校の取組内容だけでなく、達成指標の設定の考え方が様々であり、傾向分析が困難であるとのことだが、学校経営計画の策定について研修を充実させて、各校の考え方を整えることや、必要に応じて教育庁が各校の計画や達成指標について調整することも必要ではないか。

〇　ゆとりを持って児童生徒の生活指導を行うために、今後とも、多忙化解消や勤務実態の改善等の働き方改革に取り組んで欲しい。

＜基本方針８＞

〇　公立高校の施設設備について老朽化対策とともに、通信環境の高速化に対応可能な、ICT環境への設備投資も重要と考える。

〇　学校の防災力の向上及び防災教育の充実について、コロナ禍における自然災害を想定した避難のあり方を考えておく必要もあり、発展的にこの事業が進んでいくことを期待したい。

〇　スクールガードリーダーの取組みについて、周知活動をさらに充実させて欲しい。また防犯教室についても、引き続き取り組んで欲しい。

〇　私立学校についても、府として問題意識を持って取り組んでいることに感謝する。耐震化率100％の達成に向け働きかけを続けることが重要である。

＜基本方針９＞

　〇　教育コミュニティづくり推進事業や各地域での活動の参考になる研修内容、親学習について、広く周知し、たくさんの方に参加してもらうことで活性化されたい。地域と学校の協働には、大いに期待している。

　〇　親学習、親学習リーダーについては、取組みが活性化し充実するよう、引き続きお願いしたい。

　〇　幼児教育の質の向上の取組み、特に、経験年数の少ない先生の課題である「子ども理解」を充実させる取組みは重要。引き続き、これまでの取組みを継続するとともに、すこやか教育相談という窓口を広く周知いただき、先生たちが相談しやすい環境にしていただきたい。

　〇　今後、義務教育段階の児童生徒の実態把握や家庭や地域との連携を通してヤングケアラーへの支援体制の強化が急務と考える。スーパーバイザーの派遣等、きめ細かな支援をより一層充実していただきたい。

　＜基本方針10＞

　〇　児童生徒に多様で個性的かつ特色ある学習機会の提供と幅広い教育内容の選択が行えるように私立幼・小・中・高・専修各種学校への支援を更に充実することが重要。コロナ禍の中で私立学校園で学ぶ子どもたちへの教育支援を、より一層充実させていただきたい。